

寝屋鉢かつき学園 寝屋川市立第十中学校 地震・風水害対応

I [地震対応]

1 登校前・登校中・在校時に震度4以下の地震が起こったとき。

(1) 校舎等の設備点検を行い、原則平常授業を行う。

(2) 被害状況によっては、始業時刻の変更や臨時休業の措置を取る。

(3) 下校時は、通学路の安全を確認後、教職員の付き添いも含め、安全に配慮して下校させます。

2 登校前に市域で震度5弱以上の地震(大規模地震)が起こったとき

(1) 登校前に市域で震度5弱以上の地震が起こった場合には、学校は「臨時休業」になります。生徒の登校を控えさせてください。

3 生徒の在校時に市域で震度5弱以上の地震(大規模地震)が起こったとき

(1) 原則、直ちに授業を打ち切り生徒の初期安全を確保した後、安全な場所に避難誘導し、連絡メール、災害用伝言ダイヤル等(以下で「連絡メール等」という)でお知らせしたのち、保護者等引き取り人が学校に引き取りに来るまで学校で預かり(留め置き)ます。

(2) “市域に震度5弱以上の地震”の情報を受けて、保護者等引き取り人は自主的に引き取りに来ていただいで結構ですが、学校からは念のため引き取りの依頼や保護状況等を連絡メール及び音声電話など、可能な範囲の手段で情報発信しますが停電の場合、学校の電話はIP電話のため、電話も連絡メールも使用できないこともありますのであらかじめご了承ください。

(3) 学校留め置きが長時間に及ぶ場合、飲料水、食料、毛布等が必要な場合は三井小学校および第十中学校の防災備蓄倉庫に保管のものを利用します。

4 生徒の登下校時に市域で震度5弱以上の地震(大規模地震)が起こったとき

(1) 登校時に発生した場合には、原則として生徒はそのまま登校することとし、その後は在校時の発生と同様の措置を取ることにします。

(2) 下校途中の発生においては、原則として生徒はそのまま下校して、あらかじめ家庭で決めた避難場所に直ちに避難することとします。地震発生時に校内に残っている生徒は在校時の発生と同様の措置を取ることにします。

5 校外学習中に震度5弱以上の地震(大規模地震)に遭遇したとき

(1) 遠足、修学旅行、職業体験、芸術祭等の行事において地震が発生した場合は、最寄りの避難所等に避難し、現地の対策本部の指示に従い行動します。

(2) 引率者は学校や市教育委員会、現地の公的機関等と連携をとりながら、適切な場所で保護者に引き渡すことを原則とします。保護者には連絡メール等で引き渡し方法をお知らせします。

6 部活動中に震度5弱以上の地震(大規模地震)が起こったとき

(1) 上記2～4に準じて対応します。

7 東南海地震、南海地震等の事前情報が発令されたとき

(1) 登校前に「注意情報」「予知情報」「警戒宣言」のいずれかが出されたときには、学校は「臨時休業」となります。生徒の登校を控えさせてください。また、登校途中の生徒はそのまま登校させ、次項の在校時の場合と同様に対応します。

(2) 生徒の在校時に「注意情報」「予知情報」「警戒宣言」のいずれかが出されたときには、直ちに授業を打ち切って安全な場所に生徒を誘導し、保護者等引き取り人が学校に引き取りに来るまで学校に留め置きます。

- (3) 校外学習中に「注意情報」「予知情報」「警戒宣言」のいずれかが出されたときには、原則として即時帰校します。帰校後の生徒等の措置は在校時と同様です。帰校できない場合は上記5に準じます。

8 大規模地震にあたらぬ地震発生時の対応

- (1) 大規模地震にあたらぬ地震でも、被害状況等により一斉下校させる場合があります。その際には、保護者に連絡メール等で知らせます。
- (2) 次のような場合は、大規模地震発生時と同様に生徒の預かり、引き渡しの対応を行います。この場合にも連絡メール等で保護者に引き取りを要請します。
- ① 自校周辺の公共交通機関等の運行状況を確認し、再開の見込みが立たない場合
 - ② 学校及び周辺の地域が停電となっていて、生徒を安全に帰宅させられないと判断された場合

Ⅱ [風水害対応]

- 1 当日、登校前に寝屋川市あるいは東部大阪あるいは大阪府に「暴風警報」が出されたとき
- (1) 寝屋川市に朝7時の時点で暴風警報が出されている場合には、特段の連絡がなくても生徒は「自宅待機」とします。
- (2) その後の朝9時までに解除された場合は10時から始業、朝9時の時点で解除の場合は臨時休業とします。
- 2 生徒の在校時に寝屋川市あるいは東部大阪あるいは大阪府に「暴風警報」が出されたとき
- (1) 生徒の在校時に「暴風警報」等が出され、下校対策を考慮する必要がある場合には、教育委員会教育指導課との協議に基づいて次のように判断・措置します。
- ① 下校完了まで風が強くならないと予測される場合には「一斉下校」とします。
 - ② 下校時に風が強まると予測される場合には「地区別集団下校」とする場合もあります。
 - ③ 通学路の状況等により生徒だけの下校が不可能な場合には、風が弱くなるまで校内にとどめるか、引き取り人への引き渡し等の措置をとります。
- (2) 措置内容については連絡メール等で保護者に伝えます。
- 4 「暴風警報」が出されているときの校外学習の扱い
- (1) 遠足や体験学習などは原則として延期・中止としますが、目的地に暴風警報が出ておらず出発を遅らせる措置等をとれば安全な場合などは、実施する場合もあります。
- (2) 修学旅行は原則的に実施し、現地の状況に合わせて行程を調整します。ただし、交通機関や宿泊施設の使用不能など特別な場合は中止もあります。

Ⅲ [地震や風水害時の出欠席の扱い]

- (1) 学校が臨時休業となったときは授業日ではなくなるので、出欠席の記載はありません。
- (2) 学校が登校時刻の繰り下げや下校時刻の繰り上げをしたときは、変更された日課時間に在校した生徒は通常の「出席」です。
- (3) 警報の有無にかかわらず、生徒の自宅周辺の状況により、保護者の判断で登校を見合わせた場合、学校へ連絡していただきますようお願いします。その際は、「出席停止」の扱いとなりますので、「欠席」とはなりません。

Ⅳ〔家庭での情報の受発信〕

1 気象警報発表状況の確認方法

- 地上デジタル放送受信中にデータボタンを押すと、気象情報を入手できます。
- NTTの「177」では、電話をかけた時点で警報等が発表継続中であれば、冒頭で放送されます。
- 気象庁のホームページ（<http://www.jma.go.jp/jma/index.htm>）から、防災気象情報→気象警報・注意報→地図上の大阪府をクリックすると寝屋川市の状況を見ることができる。

2 非常時の連絡方法について

- 非常時の学校からの連絡は「メール（メールねやがわ）」で行います。

引き渡し下校

◎次の場合には学校から特段の連絡が無くても引き渡し下校となります。保護者が引き取りに向かえない時にそなえて、代理の引き取り人の方にも次の場合が引き取りになることを事前にお知らせください。

1、生徒の登校途中や在校時に市域で震度5以上の地震（大規模地震）
が起ったとき

2、生徒の在校時に南東海もしくは南海地震の「注意情報」「予知情報」「警戒宣言」のいずれかが出されたとき

◎次の場合は学校から連絡メール等でお知らせした後に引き渡し下校となります。必要に応じて代理引き取り人の方に引き取りをお願いしてください。

3、大規模地震ではないが、地域が停電等で登下校の際に安全が確保
できないと判断したとき

4、風水害により生徒だけの下校が不可能なとき